

裁 決 書

審査請求人

同 代 理 人

処 分 庁 栗原市福祉事務所長

審査請求人が平成27年3月3日付けで提起した生活保護法第63条の規定による費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

栗原市福祉事務所長が平成27年1月27日付け栗社福第127016号で審査請求人に対してした費用返還決定処分のうち、円を超える部分はこれを取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

栗原市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、平成27年1月27日付け栗社福第127016号で審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条による費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）のうち円の部分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求書及び反論書によると、以下のとおりと解される。

本件処分のうち円については、請求人が支払っていない医療費の還付金（以下「還付金」という。）であり、また、円に係る口座（以下「」という。）については、請求人のが支払っていた請求人に係る生命保険の引き落とし口座であり、いずれについても請求人には、処分庁に対して返還する義務はない。

第2 認定事実及び判断

1 認定事実

請求人から提出された審査請求書、反論書及び添付書類並びに処分庁から提出された弁明書、再弁明書及び添付書類によれば、次の事実が認められる。

(1) 請求人は、平成26年12月12日に処分庁に対して、生活保護（以下「保護」という。）の申請を行った。

- (2) (1)を受け処分庁は、法第29条に基づく調査を行った。
- (3) 処分庁は、平成26年12月26日に保護の開始の決裁を行い、申請日付けで保護を開始した。
- (4) 保護の開始に当たり、保護申請時に申告のあった現金 [redacted] 円及び以下の預貯金 [redacted] 円について、請求人の最低生活費 [redacted] 円の5割を超える [redacted] 円について、開始月である12月及び平成27年1月に分割して収入認定した。

金融機関名及び店名	種類及び口座番号	預貯金額 (円)	申告の有無
[redacted]	[redacted]	[redacted]	有り
[redacted]	[redacted]	[redacted]	無し((2)の調査で判明)
[redacted]	[redacted]	[redacted]	無し((2)の調査で判明)

- (5) 平成27年1月20日、[redacted] より(2)の調査の回答が送付され、処分庁は、以下の口座を確認した。

店名	種類及び口座番号	預貯金額 (円)	申告の有無	備考
[redacted]	[redacted]	[redacted]	有り	
[redacted]	[redacted]	[redacted]	無し	還付金に係る口座
[redacted]	[redacted]	[redacted]	無し	
[redacted]	[redacted]	[redacted]	無し	[redacted]

- (6) 平成27年1月27日、処分庁は、(5)のとおり確認した口座のうち、(4)のとおり資産の申告がなされていた [redacted] 円を除いた [redacted] 円について本件処分として決定し、審査請求人代理人に対して、同日付けで本件処分に係る通知(栗社福第127016号)を発送した。
- (7) 平成27年3月3日、請求人は、本件処分を不服として本件審査請求を行うとともに、本件処分に係る返還額のうち [redacted] 円を処分庁に支払った。

2 判断

- (1) 法第4条第1項では、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」としている。
- (2) 法第63条では、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」としている。
- (3) 法第4条第1項に規定する「利用し得る資産」とは、「現実に使用、収益、処分の権能を持っていること、(略)であつて総じて利用するかしないかが、何等特別の条件の成就をま

つことなく、当人の意思だけで左右できる」(「改訂増補生活保護法の解釈と運用」厚生省社会局保護課長 小山進次郎著)ものと解されている。

(4) また、法第63条にいう「資力」と法第4条第1項にいう「利用し得る資産」は、基本的には同義であって、法第63条の「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当するためには、保護を受けた時点(保護の受給時)において、「利用し得る資産」を有していることを要するものと解するのが相当である。

(5) (1)から(4)までを踏まえ、本件処分について検討する。

処分庁より提出された弁明書、再弁明書、ケース記録票の写し及びケース診断(検討)票の写しによると、処分庁は、本件処分の決定に当たり、第2の1の(5)のとおり [REDACTED] より調査回答のあった口座のうち、保護申請時に申告があり請求人の資産として把握していた口座を除く [REDACTED] の口座(以下「未申告口座」という。)について、本来であれば、通帳、キャッシュカード及び印鑑を管理する者並びに保護の申請に当たって資産として申告を行わなかった理由を請求人に確認するなどした上で、請求人の利用し得る資産であるか判断し、本件処分を決定すべきであったところ、単に未申告口座が請求人の名義であることのみをもって請求人の利用し得る資産と認定し、本件処分を行ったものであり、確認が不十分なままなされた瑕疵あるものであったと、認めざるを得ない。

よって、本件処分のうち、請求人が自身の資産として認めた口座の預金 [REDACTED] 円を除いた還付金に係る口座の預金 [REDACTED] 円及び [REDACTED] の預金 [REDACTED] 円の合計 [REDACTED] 円について、請求人の利用し得る資産と認定し、過払額として返還費用の対象としたことは、違法であると認められる。

第3 結論

以上のとおり、本件処分のうち、 [REDACTED] 円を超える部分については、違法な処分であり、請求人の主張には理由があるものと認め、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成27年7月1日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

